

理事会規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟（以下「本連盟」という。）理事会における審議及び決議の方法等について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(オブザーバー出席)

第2条 予め会長に届け出て承認を得た者は、オブザーバーとして理事会に出席することができる。但し、評議員は、この限りではない。

- ② オブザーバーは、理事会において、理事及び監事から求められた場合には、意見を述べることができる。
- ③ オブザーバーは、理事会の議決権を有しない。

(欠 席)

第3条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、予め招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(理事の議決権)

第4条 各理事は、理事会における一議決権を有する。

- ② 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

(改 正)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施 行)

第6条 本規程は、令和8年5月27日から施行する。